
平成23年 第4回 芦屋町議会臨時会会議録 (第1日)

平成23年11月28日 (月曜日)

議事日程 (1)

平成23年11月28日 午前10時00分開会

日程第1 会期の決定について

第2 会議録署名議員の指名について

第3 町長提出議案 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の
第49号 一部を改正する条例の制定について

第4 町長提出議案 芦屋町一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の
第50号 制定について

【出席議員】 (13名)

1番 松上 宏幸 2番 内海 猛年 3番 刀根 正幸 4番 妹川 征男
5番 貝掛 俊之 6番 田島 憲道 7番 辻本 一夫 8番 小田 武人
9番 今井 保利 10番 川上 誠一 11番 益田美恵子 12番 中西 定美
13番 横尾 武志

【欠席議員】 (なし)

【欠員】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 江嶋 勝美 書記 井上 康治 書記 志村 裕子

説明のために出席した者の職氏名

町長 波多野茂丸 副町長 鶴原洋一 教育長 中島幸男
モーターボート競走事業管理 仲山武義 会計管理者 狩集喜美子 総務課長 小野義之
企画政策課長 吉永博幸 財政課長 柴田敬三 都市整備課長 大石眞司
税務課長 境 富雄 環境住宅課長 入江真二 住民課長 武谷久美子

福祉課長	松田義春	地域づくり課長	中西新吾	学校教育課長	岡本正美
生涯学習課長	本田幸代	病院事務長	森田幸次	管理課長	大長光信行
事業課長	藤崎隆好	管理課付課長	濱村昭敏		

午前10時00分開会

○議長 横尾 武志君

おはようございます。

ただいま、出席議員は13名で会議は成立いたします。よって、ただいまから平成23年芦屋町議会第4回臨時会を開会いたします。

お手元に配付しております議事日程に従って会議を進めてまいります。

日程第1. 会期の決定について

○議長 横尾 武志君

まず、日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長 横尾 武志君

次に、日程第2、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

署名議員については、芦屋町議会会議規則第120条の規定により、5番、貝掛議員と8番、小田議員を指名いたしますので、よろしくお願ひします。

○議長 横尾 武志君

お諮りします。日程第3、議案第49号及び日程第4、議案第50号の各議案を、この際一括議題として上程し、書記に議案の朗読をさせた上、町長に提案理由の説明を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

書記に議案の朗読を命じます。書記。

〔朗 読〕

○議長 横尾 武志君

以上で、朗読は終わりました。

次に、町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

皆さん、おはようございます。

早速でございますが、本日提案いたしております議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第49号の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正に伴い、条項の整理を行うものでございます。

議案第50号の芦屋町一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、人事院勧告に伴い、給料表等を改正するものでございます。

以上、簡単であります。提案理由のご説明を終わります。

よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長 横尾 武志君

以上で、提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑を行います。

まず、日程第3、議案第49号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第49号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第4、議案第50号についての質疑を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

人事院勧告なので、ちょっと内容がよくわかりませんので質疑させていただきます。

この人事院勧告の中で給与を引き下げる状況の説明として、一つは民間準拠による俸給表の引き下げということになってます。そういった点では、どのように変わるのかをご説明お願いいたします。

それともう1点は、給与構造上のゆがみの是正を行うというふうになっておりますが、これはどのようになるのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

今回の人事院勧告に伴います給料表の改定ということでご提案させていただいております。

内容につきましてということですが、今回の人事院勧告については、40歳以上の階層の中の給料表につきまして改正があるんですが、基本的には平均当たりマイナスの0.2%ということで、給料表の改定が行われております。

それと、給与構造に伴いますゆがみの改正という部分でございますが、従来から今回の官民較差の減額調整というのが一つございます。

これは、今回の人事院勧告に伴いまして、12月1日からはそういった適用になるんですが、4月から11月までの期間におきましても、官民較差との差があるということで、この減額調整を12月の期末手当でやるという内容が1点ですね。

この調整率につきましては0.17%を調整いたします。これについては、福岡県の人事委員勧告もあったんですけども、県のレベル、福岡県のレベルと同額でというふうに、今考えております。

それと、もう1点ございますのが、平成18年に給料表の改定が行われまして、現在減額改定対象職員ということで、減額補償ちゅうんですか、当時の給料を確保すると、そういう部分がございます、それに関しても従前からこういった人勧に伴いまして、調整をされてきてます。で、今回の人勧に伴いまして、今、そういった減額改定の職員に関しては、現在が100分の99.58で今支給してます。これが今回の適用で100分の99.09で、ここがマイナスの0.49%、そういった職員に対して、そういった今、給料表の切りかえに伴う経過措置というふうに言ってますけれども、その部分についてもそういった改正が行われるということでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それでは、この議案の中で、議会で可決されれば当然そういった方向で調整されるでしょうが、こういった人事院勧告を実施するわけなんですけど、11月3日の毎日新聞に、地方公務員給与削減ということで、財務省が12年度予算編成で地方公務員の給与を削減する検討に入った。国家公務員給与を平均7.8%削減する計画に対応するもの、地方交付税の人件費相当額などをカットし、公立小中学校には独立行政法人向けの人件費補助も含め、幅広く見直しを図るということで、地方交付税を最大6,000億円程度、国が公立小中学校教職員の人件費の3分の1を補助する義務教育国庫負担金も1,200億円程度削減できると、国が財政支出する以上、国家公務員給与に準ずるのが基本であるというふうに財務省は言っております。

民主党の前原誠司政調会長も、10月23日のNHK番組で、「国、地方にかかわらずやらな

ければ」と述べ、地方公務員の人件費削減を検討する考えを示したと言っています。

つまり、国自体が国家公務員を7.8%削減するのであれば、当然、地方交付税やその他の人件費についても同額を交付税を削減するから、そうなれば、当然地方自治体としても7.8%の削減ということが考えられます。

芦屋町としては人事院勧告で0.2%削減した後、さらに、国のこういった方針の中で7.8%削減するという、こういった考えなんでしょうか。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

まあ、国のほうの7.8%というのも、今、東日本大震災の災害とか、そういった災害復旧費あたりがかかるという中で、公務員の給料を削減するというような提案もあつてると思います。

ただ、あくまでも7.8%の削減というのは、大体2年間なら2年間、その期間を決めて削減されるような内容でもございます。

今回人事院勧告がございましたので、人勧を、一応、に沿って公務員の給料を下げるということで考えてますので、今後のそういった、地方公務員までそういったものがやらなければいけないかどうかというのは、まだはっきりしたものは出てきておりませんので、今の時点ではそういったことをするというようなことは考えておりません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

当然、やはり、国が交付税を削減したということが国会で可決して削減しても、実際に職員給与を削減するかどうかというのは、地方自治体の裁量であるというふうに思います。

芦屋町では、この間、国とは別に集中改革プランの中で、独自の給与削減を継続して行っているのが現状であります。

そういった点では、やはり、ほかの自治体においてもそういったふうに独自で削減をやっているところについては国に準じない、こういったことを明らかにしている自治体もあるところでは。

ぜひ、そういった点を踏まえて今後の対応をしていただきたいと思いますと思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

今、川上議員の質疑でございますが、10月の毎日新聞、11月、刻々とニュースを見ましても、国の国会での審議は、ころころ日がわりのように論説がかわっておるわけでございまして、今まさに、国会のこの人事院、人勸を無視して、国家公務員の給料を大幅削減ということで、まだ国会で審議中ということで、決定はしていないということを私は認識しておるわけでございます。

後段のほうで川上議員が言われましたように、我々、この地方自治体、芦屋町は何を基準とするか。まず、人勸は基本とします。それから県、北九州、それから類似団体等々を参考にいたしまして、それと、いわゆる町の行財政改革をにらみながら、十分慎重に適用していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第50号についての質疑を打ち切ります。

以上で、質疑を終わります。

お諮りします。日程第3、議案第49号及び日程第4、議案第50号の各議案については、総務財政常任委員会に審査を付託をいたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

ここでしばらく休憩いたします。

午前10時12分休憩

午前10時40分再開

○議長 横尾 武志君

再開します。

お諮りします。日程第3、議案第49号及び日程第4、議案第50号の各議案については、総務財政常任委員会に審査を付託いたしておりましたので、これを一括して議題とし、審査結果の報告を求めたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

では、総務財政常任委員長に審査結果の報告を求めます。総務財政委員長。

[朗 読]

報告第17号

平成23年11月28日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

総務財政常任委員会委員長 辻本 一夫

総務財政常任委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第49号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決

議案第50号 芦屋町一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、原案可決

○議長 横尾 武志君

以上で、報告は終わりました。

ただいまから、審査結果の報告について質疑を行います。

では、総務財政常任委員長に対する質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 横尾 武志君

ないようですから、総務財政常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で、委員長報告に対する質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。

日程第3、議案第49号及び日程第4、議案第50号の各議案について、順不同により討論を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

第50号議案に対する反対討論を行います。

今回の人事院勧告による公務員労働者の賃金の引き下げは、生活と仕事への誇りや働きがいを踏みにじる3年連続のマイナス勧告であり、大震災復興に向けた公務員労働者の奮闘に背を向け

るものです。

東日本大震災からの復旧・復興に全力で奮闘を続けている公務員労働者に対して、民間基準を唯一の根拠とした3年連続の月例給引き下げなど、賃金の大幅削減を絶対に認めることはできません。

現給保障の廃止や、定年延長に関する意見の申し出において、60歳を超える賃金をそれまでの70%水準とすることをしたことを初め、ベテラン職員差別というだけでなく、公務員労働者の人生設計を大きくゆがめる今回の勧告は、勤務条件の改善を勧告すべき人事院が労働基本権剥奪の代償措置である役割を放棄したものと云わざるを得ません。

一方、今年6月に政府が自治労との合意を理由に、勧告制度を無視して国家公務員の賃金を最大10%カットする給与臨時特例法案を上程したことについて、人事院が強い懸念を表明し、国会での審議を尽くすことを表明したことは当然のことです。

今回の勧告は、3年連続というマイナス勧告というだけでなく、1998年から13年間の平均年間給与が72.4万円もの引き下げになります。さらに芦屋町では、集中改革プランによる総人件費のカットが独自に続けられており、これ以上の削減は重大な生活悪化をもたらすことになります。

また、人事院は、あくまで民間準拠に固執し、二重、三重となる50歳代後半の大幅賃下げを勧告し、さらに今後も相当程度の較差縮小を進める旨を表明しました。

これは、ベテラン職員の生活実態を無視したというだけでなく、将来にわたって公務員労働者の人生設計をゆがめるものであり、ひいては財界の要求する熟練した安い労働力の確保を進めることになります。

とりわけ、現給保障の廃止は、定年延長の制度構築を見据えた50歳代後半の賃金水準引き下げとともに、そもそも給与構造改革導入時の約束を一方的にほごしたものであり、許すことはできません。

若年層の号俵アップは、民間の格差から見れば当然のことですが、現給保障の廃止による原資を使うことは、職場に分断を持ち込みかねないことになります。

さらに、11年春闘の結果は、国民春闘共闘、連合、日本経団連など、昨年比でほぼ同様のアップとなっており、国税庁の民間給与実態調査においても、民間労働者の平均給与が3年ぶりに増加しています。

こうした中で、野田内閣は社会保障の税の一体改革のもとに、東日本大震災からの復興をも口実にして、構造改革への回帰、国民負担増を図ろうとしています。

そして、公務員賃下げがその露払いの役割を担わされようとしています。公務員賃下げや公務員民間賃金引き下げのサイクルに拍車をかけ、内需拡大による経済活性化という国民の願いを踏

みにじることにつながります。

日本共産党は、公務公共サービス拡充、安心・安全の地域自治体を願う住民の要求実現のために全力を尽くします。政府に対する給与臨時特例法案撤回とともに、地方人事委員会及び芦屋町による独自カット中止、能力・成果主義賃金導入は行わないこと、非正規・公共労働者の均等待遇の確保など、生活できる賃金制度の確立を求めます。

以上のことから、第50号議案に反対いたします。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。まず、日程第3、議案第49号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第49号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第4、議案第50号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第50号は原案を可決することに決定いたしました。

以上で、採決を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、あわせて平成23年芦屋町議会第4回臨時議会を閉会いたします。

なお、引き続き全員協議会を開きますので、第3委員会室にお集まりください。

午前10時47分閉会
